

令和4年第1回臨時会

一宮町議会議録

令和4年1月26開会

令和4年1月26閉会

一宮町議会

令和4年第1回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（1月26日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	10
署名議員	11

第 1 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

1 月 26 日 （水）

令和4年第1回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和4年1月26日招集の第1回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文							
教	育	長	藍	野	和	郎	総	務	課	長	秦	和	範						
福	祉	健	康	課	長	森	常	磨	子	育	て	支	援	課	長	御	園	明	裕

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第四	議案第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定について

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

本日はお寒い中、早朝よりご参集をいただき、誠にご苦労さまでございます。

新型コロナウイルスの新変異株オミクロン株の感染急拡大により、千葉県にまん延防止等重点措置が適用されております。町内でも感染が増加をしておりますので、議員の皆様は十分に注意をお願いしたいと思います。

さて、本日は新年最初の議会でございます。本年もどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから令和4年第1回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、専決処分の承認1件と補正予算1件であります。よって、会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付をしてあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

4番、大橋照雄君、5番、鶴沢清永君、以上、兩名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分に付したので、承認を求めるものでございます。

次のページ、2ページをご覧ください。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算（第7次）は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,916万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億348万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出からご説明いたします。

議案の8ページ、9ページをお開きください。

9 ページの説明欄でご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業9,916万1,000円を補正したものでございます。

本件につきましては、令和3年の内に現金で5万円、年が明けてからクーポン券で5万円を給付するという内容でございましたが、12月議会後、国の方針が変更されまして、年内に一括現金10万円の支給を可とすることとなったため、年内に振込を完了すべく専決処分を行ったものでございます。対象は1,974人、1人当たり10万円で12月27日に振込を完了してございます。

歳入につきましては、6 ページ、7 ページでございます。

全て国の補助金でございます。給付に係る費用9,870万円と、事務費等46万1,000円が歳入として充てられてございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

この子育て世帯への10万円給付ということですが、12月27日に振込ということで、この専決が9 ページにあるように12月15日に決定されているということですが、これに関しまして、それ以前の段階での5万円給付だったということも含めてお伺いしたいと思います。

それで、まずご担当のほうから義務教育までのお子さんの場合とそれ以外の場合と、状況が多少扱いが異なるということをお聞きしているので、その辺の給付の状況について、現在のところのご説明をお願いしたいと思います。

それともう一つ、町長のほうにお伺いしたいんですけれども、この12月15日専決ということですが、それ以前の時点でいろんなニュースなんかを見ておきますと、全国各自治体の中で現金でまとめて給付するというふうにご決定して、12月10日以前の時点でそういう自治体もございました。

それで、このクーポン券の利用に関しましては、ずっと早い段階からクーポンは使い勝手が非常に悪いということと、私も子育て中のお母さん方から、クーポンなんかもらってもどこでも使えるわけじゃないんだからしょうがないよというようなことをお伺いしたりしておりました。

ですから、12月10日の定例会の時点で、最低でもこういう方向もあり得るといような内容について示唆していただくことも可能だったはずですが。それを慌てたように、15日の時点で専決をしてなんとか年末までに間に合わせようと、まあクリスマスプレゼントには間に合わなかったわけですが、そういったようなやり方で、現実問題として私が危惧しておりましたのは、担当課の皆さんの通常業務も並行してございます。それで、給付関連では大分以前ではありますけれども、料金の間違ひの問題ですとか、そういったこともございまして、現在もそれについては改善の継続中というような問題もございました。

要するに、子育て支援課は非常に煩雑で複雑な業務が多いところをもってきまして、さらにこれを訂正するというような業務も重ねてやるところにトラブルが起きないかなど、むしろ安全を見たほうがいいんじゃないかと私は思っておりましたので、大変危惧したところで

す。そういうわけで、私としましては、まあ悪いことじゃないので、大変いいことなので、賛成するところではあるんですけども、少々焦りすぎじゃないかなど。焦りすぎという意味では、つい10日余り経ちましたけれども、成人式の中止決定、これについても少々焦りすぎじゃないかというふうに思いますが、それはさておきまして、そこら辺のところの経緯について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） では、藤乗議員からのご質問にお答えさせていただきます。

給付状況でよろしいでしょうか。

○12番（藤乗一由君） はい。

○子育て支援課長（御園明裕君） 今回の子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況でございますが、12月27日に振込ということで、こちらのときには振込状況は世帯にして737世帯1,403人分の給付を行っております。そのあと、年明けの1月17日申請分につきましても、94世帯130人分、また、続いて1月24日に56世帯87人分の給付を現在行っているという状況になります。引き続き申請の必要な方につきましては、広報等でお知らせするとともに、給付を引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

この問題につきましては、まず12月議会にそうした変更があり得ることをお話しするということは私どものほうで方針が決まっておりますので、そうしたことを議会にお諮りするということは不適切と思うところであります。やはり、決まったことを皆様にお諮りするというのが筋である。

それともう一つ、これは最終局面で15日の私の専決決裁になっておりますが、なぜここまでずれ込んだかと申しますと、政府側が独自に10万円を一括して現金で支給することは許すけれども、ペナルティがあるよということで、これは最後まで堅持しておりました。私どもの一宮町では、自前のお金でこれを支給するという選択肢がなかったものですから、国が最終的にペナルティを与えないということを明言するまで、その挙に出られなかったということになります。ですから、こうしたことになりました。

職員の負担についてご心配をいただきましたけれども、それはありがとうございます。しかし、職員の皆さんと十分話し合った上で可能な道を探らせていただいておりますので、そこはどうぞご放念ください。

先ほど成人式のことについておっしゃっていただきましたが、感染の今の状況を考えて、それが透けて見えたから私がいたしたことで、これとはまた全然違うことでありますので、どうぞこれはさておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 今の町長のご説明を受けて、細部をお伺いしたいんですけれども、今回の専決以外にも2つの選択肢が最低でもあったと思います。再度、残りの5万円について臨時議会を開きまして、この指示の補正という形で再度振込をするという選択肢と、両方も一括を併せて臨時議会に諮った上で、年明けになったかもしれませんけれども、その辺のところは微妙なところだと思いますが、給付をするという選択肢もあったかと思います。

それぞれに選択した自治体も全国ではたくさんあったわけですから、その辺のところを見た上で、焦りすぎではないですかというふうに申し上げているわけです。

金額的にも1億にも届くような金額でございますから、専決ができないということではないですけれども、果たして専決の要件として緊急を要するという条件がございますけれども、それに当たるのかどうなのかと。振込手数料も総額で13万円でしたが、2回に分けるとするともう一度13万円を負担しなければいけない。これは国が負担するのか、町が負担するのか、当初の分は国でしょうけれども、2度目の分は町なのかどうなのか、その辺のところは私に

はちょっと現状では分かりませんが、それを惜しむことは緊急なのかと。あるいは、暮れに間に合わせなきゃいけない、どうしても間に合わせなければいけないというような状況が果たしてあったのかどうかというようなことが、緊急ということになるかと思えますけれども、その辺のところが見えません。

私、議長からその件について暮れにお伺いした時点では、そういった細部の振込に関することですか、現状の担当課の状況ですか、ご説明があったというふうにはお聞きしておりませんので、データですか情報ですか、金額も1億に迫るような金額の専決で、補正なわけですから、そうした情報をきちんと示していただかないといけないと思います。

その辺のところを、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 緊急性でありますけれども、町民の皆様の強いお気持ちを私どもは感じましたので、このことは緊急性があると認識したわけであります。

それからもう一つですけれども、この専決に付す以外の手段がなかったのかということですが、臨時議会の日程設定を探りましたけれども、どうしてもこれはいかぬということなので最終的に専決に私は判断をいたしましたわけであります。

そして、その専決についての可否でありますけれども、ご存じのとおり郡内では議会が遅かった白子だけが、これは議会で審議しておりますけれども、ほかは皆、専決でございます。ですから、一宮町だけが非常に不誠実なことを議員の皆様にしあげたということではないと。これは当時の状況、まあ僅か一月ほど前のことではございますけれども、皆様がそういうふう感じていたということでもあります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 専決をした、しないが不誠実かどうかというようなことを言っているわけですが、それはちょっと勘違いされているんじゃないかなというふうに思いますが、私は情報で得たことを提示していただくということに関しては、これは専決をしようと考えているという以前の時点でもご提示いただくことはできると思います。

それは臨時議会を開く、開かないという問題ではないと思うんですね。それ以後の段階でもこういう内容、状況ですということをお示しいただくことも可能であろうと、そこら辺のところはむしろ私が感じるところで、町長のおっしゃる誠実かどうかというところに当たるんじゃないかなというふうに思っております。

質問ではないので以上で結構です。

また、これに関しては、反対するところではないですけれども、以後そういった問題についてよく考えていただいた上で進めていただきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁しますか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私、一つお願いがございます。

もし、そういうふうなことで、私ども例えばこういったことを進めるとき、議長をはじめ皆様とご相談をしかるべくさせていただきながら事を進めていくということは、私どもこれはしっかりと踏まえているつもりでございますけれども、なお、不十分なところがあるともしお感じでしたら、どうぞ担当の者、あるいは私に直接でも結構でございます。お問合せをいただければ、直ちにその場で重要なことはお耳にさしあげる用意がございますので、そこはどうぞそういうふうにお問い合わせをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第4、議案第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算（第8次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,108万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出からご説明いたします。

議案つづりの18ページ、19ページをお開きください。

右ページの説明欄でご説明いたします。

初めに、情報化推進事業でございます。

こちらにつきましては、光ケーブルの張り替え工事を行うもので160万円の補正でございます。本件につきましては、役場庁舎から公民館に引き込んでいる光ケーブルに断線が発生しまして、システムやネットワークが使用不能の状態になっておりまして、業務に支障を来しているため補正予算で対応して修繕するものでございます。

次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1億6,600万円につきましては、住民税均等割非課税世帯、それから令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変があった世帯を支援するものでございます。

給付金につきましては、1億6,000万円、その他600万円が事務費でございます。

歳入につきましては、16ページ、17ページをお開きください。

初めに、16款の国庫支出金でございますが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業費補助金につきまして、給付金の1億6,000万円、それから事務費分の600万円の100%が国の補助でございます。

また20款の繰入金でございますが、ふるさと応援基金から160万円を繰り入れて光ファイバーケーブルの張り替え工事に充てるものでございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第1号 一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回一宮町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時26分